

不要になった小型家電を回収します！

10月6日（月）～11月28日（金）

役場環境整備課窓口で回収します。

時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※金山町産業まつりの「環境コーナー」（金山町中央公民館駐車場）でも回収を行います。

平成26年10月19日（日） 午前10時30分から午後2時



回収できる品目

- ①ノートパソコン ②デスクトップパソコン（本体のみ）
- ③フープロ ④タブレット ⑤デジタルカメラ ⑥デジタルビデオカメラ
- ⑦ハードディスク ⑧USBメモリー ⑨メモリーカード
- ⑩携帯電話 ⑪PHS ⑫スマートフォン

※キーボード、マウス、ACアダプター、充電器、ケーブル類を含みます。



すべて「無料」で回収します

《回収に伴う注意事項》

- ・上記以外の小型家電は回収できません。
ディスプレイ、プリンターなどパソコンの周辺機器は回収しません。
- ・リサイクルの過程で、記憶装置については物理的に破壊し、データの読み取りができないようになりますが、個人情報などはご自分で消去してお持ちください。

家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は回収しません。

お問い合わせは役場環境整備課環境下水道係 TEL52-2111（内線280）

小型家電リサイクル法とは？

小型家電には鉄、銅、金、銀、レアメタルなどが含まれています。それらを適正に処理し、資源として再利用するための法律です。

注意！！

「無許可」の回収業者を利用していませんか？
家庭から出される廃家電などは町の許可がないと収集できません。

料金を取られるなど思わぬトラブルを避けるためにも廃棄物は適正に処理しましょう！！

合併処理浄化槽設置補助について

【補助限度額】

5人槽・・・100万円、7人槽・・・110万円、10人槽・・・120万円

【補助の対象】

《住宅》：公共下水道、農業集落排水の処理区域以外(一部を除く)に合併処理浄化槽を設置(新規・単独浄化槽からの切替)する場合は、上記金額を上限として助成しています。

《事業所》：町内に所在している事業所(農業用含む)で公共下水道や農業集落排水に接続することができないもの

※いずれの場合も公金の滞納がないかなど審査をさせていただきます。

「単独浄化槽」は、台所や風呂の排水をきれいにできません。単独浄化槽を設置している家庭は合併処理浄化槽への切り替えや下水道等への接続をご検討ください。

※補助金交付対象になるか事前にご相談ください。 TEL52-2111



ご相談・お問い合わせ窓口：役場環境整備課環境下水道係 内線 280

金山町住宅リフォーム総合支援事業については産業課商工景観交流係 内線 406

集団回収を利用しましょう！

燃やせるごみとして家庭から排出されるものの中で、「紙と繊維類」は約6割を占めています。簡単にごみとして捨てる前にキッチンと分別して、地区の子ども会や婦人会などが実施している集団回収に出しましょう！ゴミの減量化にご協力ください。

《紙類の分別》

新聞紙	雑誌	段ボール	紙パック	雑がみ
新聞紙・折込広告・コピー用紙 	雑誌・単行本・冊子・ノート・カタログ・パンフレット等	粘着テープや宅配便伝票は取り除く	牛乳やジュースの紙パック 内側が白いもの 	菓子やティッシュの紙箱・紙製のはがき・封筒・トイレットペーパーの芯・カレンダー・包装紙・紙袋等

注意) 必ず紙ひもでまとめてください。粘着テープやビニールひもは使わないで下さい。

ビニールカバーやビニール・布製のひもは外してください。

ちり紙、紙おむつ、ペーパータオル、クッキングペーパー、カーボン紙、レシートなどの感熱紙は回収できません。

その他の回収対象品目(金属製品、ビール瓶など)については回収を実施する団体にご確認ください。

※「古布」の回収については休止していましたが、回収業者によっては引取を行っていますので回収団体にご確認ください。

対象となる古布の種類は、木綿・化学繊維を問いませんが、必ず洗濯したものとなります。古布の出し方は透明なビニール袋に入れて濡らさないようご注意ください。

ご相談・お問い合わせ窓口：役場環境整備課環境下水道係 内線 280

5R運動を推進し快適な生活環境をめざしましょう！